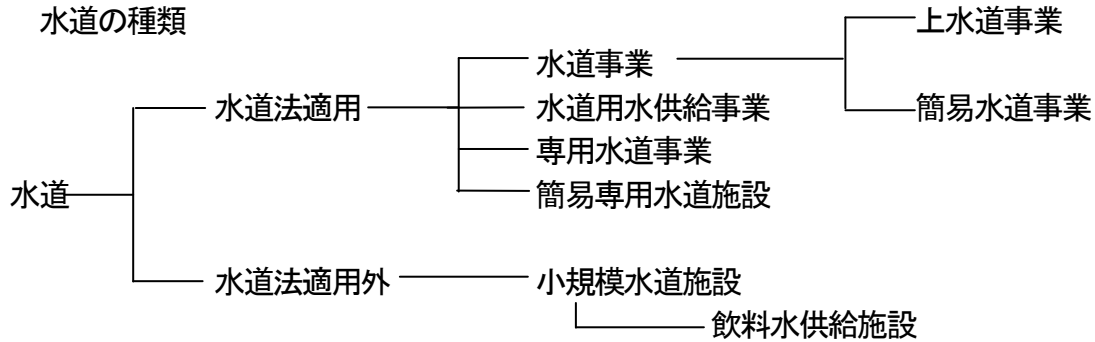


凡 例

1 水道の種類



(1) 水道事業

一般の需要に応じて水道により給水する事業で計画給水人口が101人以上のもの

①上水道事業 計画給水人口5,001人以上の水道事業

②簡易水道事業 計画給水人口5,000人以下の水道事業

(2) 水道用水供給事業

水道により水道事業者に対してその用水を供給する事業

(3) 専用水道

寄宿舍、社宅等における自家用水道施設で、101人以上の居住者に給水するもの又は、一日最大給水量が20m³を超えるもの

(4) 簡易専用水道

水道事業者から給水を受ける施設で、受水槽の有効容量が10m³を超えるもの

(5) 小規模水道施設 ※小規模水道は「山梨県飲用井戸等衛生対策指導要領」により規定している。
計画給水人口100人以下の水道施設（飲料水供給施設を含む）

(6) 飲料水供給施設

計画給水人口が50～100人の水道施設

2 人口

(1) 計画給水人口 事業計画において定める給水人口

(2) 現在給水人口 実際に給水を行っている人口

(3) 水道普及率 現在給水人口÷行政区域内総人口×100

※専用水道は、自己水源のみによるもののみを給水人口に算定

3 水源の種類

(1) 地表水

①ダム水 ダム等から直接導水路等により取水を行っている形態のもの
水源手当をダム等に依存し、下流で取水を行っている形態のもの

②湖沼水 湖沼等の貯水池から直接取水を行っている形態のもの

③表流水 上記以外の河川水の取水を行っている形態のもの

(2) 地下水

①伏流水 河床等またはその付近を潜流している水を埋渠等により取水しているもので、水利使用許可のなされている形態のもの

②浅井戸水 第一不透水層に達するまでの井戸から取水する形態のもの

③深井戸水 第一不透水層以下の水を集水する井戸から取水する形態のもの

(3) その他

- ①**浄水受水** 用水供給事業者から用水供給を受けるもの、または他の水道事業者から分水を受けるもの
- ②**湧水** 地下水が地上に湧き出したもの

4 給水量等

- (1)**給水量** 水道事業者が自己の給水区域に対して給水した水量のこと
- (2)**分水量** 他の水道事業者に対して給水した水量のこと
- (3)**有収水量** 料金徴収の対象となった水量
- (4)**無収水量** 管洗浄用、公衆便所用、消火用等の水量、メーター不感水量その他の料金徴収の対象にならなかった水量
- (5)**無効水量** 漏水等による損失水量
- (6)**有収率** 有収水量÷年間給水量×100
- (7)**1日最大給水量** 1年を通じ給水量（分水量を含む）の最大のもの
- (8)**1日平均給水量** 給水量（分水量を含む）を1日当たりに換算したもの
- (9)**1人1日最大（平均）給水量** 1日最大（平均）給水量÷現在給水人口 ※分水量は含まない。

5 水道料金

1ヶ月当たりの家庭用料金（口径別の場合13mm）

- (1)**基本水量** 基本料金に付与される一定水量のこと。
- (2)**基本料金** 水道使用量に関係なく定額で徴収する料金部分のこと。
- (3)**超過料金** 基本水量を設定したときにそれを超える水量部分に係わる料金のこと。段階別料金の場合は、最初の区分の料金を記載している。

※10m³使用料金はメーター使用料、消費税を含む。

6 財務状況

$$(1) \text{給水原価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{経常費用 (特別損失を含む)} - \text{受託工事費}}{\text{年間有収水量}}$$

$$(2) \text{供給単価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{給水収益 (料金収入)}}{\text{年間有収水量}}$$

7 省略記号

(1) 水道料金体系

「用」：用途別 「径」：口径別 「定」：定額制

「単」：用途別口径別によらない従量制 「併」：用途別と口径別の併用

(2) 配水方式

「自」：自然流下式 「加」：ポンプ加圧式 「併」：両者併用

(3) 水質検査実施機関

「自」：自己検査 「登」：登録検査機関

(4) 水源の種別

「表」：表流水 「伏」：伏流水 「浅」：浅井戸

「深」：深井戸 「湧」：湧水 「湖」：湖水

「ダ」：ダム水取水 「受、浄水受」：浄水受水

(5) 浄水方法

「急」：急速ろ過 「緩」：緩速ろ過 「簡」：簡易ろ過 「滅」：滅菌のみ

「膜」：膜ろ過